

庁舎訪問学習の実施について

令和４年６月６日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会中部事務所では、将来を担う学生に対し、独占禁止法や公正取引委員会の業務について説明し、将来の進路選択に役立てていただくための庁舎訪問学習を実施しています。

このたび、以下の内容で庁舎訪問学習を実施することになりました。

記

- １ 日 時 令和４年６月２２日（水）１４：００～１５：００
- ２ 場 所 名古屋合同庁舎第２号館８階 公正取引委員会３階会議室
名古屋市中区三の丸２－５－１
- ３ 対 象 愛知県立大学 外国語学部英米学科 学生
- ４ 内 容
（１）業務説明（公正取引委員会の業務、過去の違反事例の紹介等）
（２）意見交換・懇談

※ 今回の庁舎訪問学習は、マスク着用、手指消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、実施いたします。

また、カメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、令和４年６月２１日（火）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課
	電話 ０５２－９６１－９４２１（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/